

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年3月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600758号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600258号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年8月9日は30万2,000円、同年12月20日は30万円、平成20年8月8日は30万4,000円、同年12月22日は31万5,000円、平成21年8月10日は28万4,000円、同年12月22日は29万2,000円、平成22年8月10日は29万4,000円、同年12月22日は29万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月9日、同年12月20日、平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和51年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年8月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年8月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年8月
⑧ 平成22年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、30万2,000円とすることが必要である。

一方、請求期間②から⑧までに係る各標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間②は30万円、請求期間③は30万4,000円、請求期間④は31万5,000円、請求期間⑤は28万4,000円、請求期間⑥は29万2,000円、請求期間⑦は29万4,000円、請求期間⑧は29万4,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、賃金台帳の記載及び事業主の回答から、請求期間①は平成19年8月9日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成20年8月8日、請求期間④は同年12月22日、請求期間⑤は平成21年8月10日、請求期間⑥は同年12月22日、請求期間⑦は平成22年8月10日、請求期間⑧は同年12月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の各請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出していないこと及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、履行していないものと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600759号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600259号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年8月10日は4万7,000円、同年12月22日は27万7,000円、平成22年8月10日は30万1,000円、同年12月22日は30万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和42年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：
① 平成21年8月
② 平成21年12月
③ 平成22年8月
④ 平成22年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までに係る各標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間①は4万7,000円、請求期間②は27万7,000円、請求期間③は30万1,000円、請求期間④は30万1,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主の回答から、請求期間①は平成21年8月10日、請求期間②は同年12月22日、請求期間③は平成22年8月10日、請求期間④は同年12月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の各請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出していないこと及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、履行していないものと認められる。